芸能事務所退所後の競業避止義務（ヴィジュアル系バンド専属契約事件）

【文 献 種 別】 判決／知的財産高等裁判所
【裁判年月日】 令和 4 年 12 月 26 日
【事 件 番 号】 令和 4 年（ネ）第 10059 号
【事　件　名】 損害賠償請求控訴事件
【裁 判 結 果】 請求認容
【参 照 法 令】 憲法 22 条、民法 90 条
【掲　載　誌】 判例集未登載
◆ LEX/DB 文献番号 25572538

東洋大学教授 **安藤和宏**

事実の概要

音楽バンド「FEST VAINQUEUR」を構成するメンバー4 名（一審原告Ｘら）は、マネージメント会社である有限会社 Sirene（一審被告Ｙ）との間で専属マネージメント契約（以下、専属契約という）を締結し、Ｙのマネージメントの下で音楽活動に従事していたが、2019 年 7 月 13 日をもって、ＸらとＹの合意により専属契約は終了した。なお、専属契約 9 条 5 項には「実演家は、契約期間終了後 6 ヶ月間、甲への事前の承諾なく、甲以外の第三者との間で、マネージメント契約等実演を目的とするいかなる契約も締結することはできない。」（以下、実演活動禁止条項という）と規定されていた。

専属契約終了後、Ｘらは同じグループ名で音楽活動を継続しようとしたところ、Ｙは関係者に対して、(1) Ｘらは専属契約に基づき専属契約終了後 6 か月間、実演を目的とする契約を締結することが禁止されているが、ＹはＸらの実演活動を許諾していない、(2) グループ名に係る商標権はＹが保有しており、Ｘらがグループ名を使用することを許諾していないなどと記載された文書を配布した。そのため、ＸらはＹの行為がＸらの営業権、職業選択の自由、名誉権、営業上の信用（不正競争防止法 2 条 1 項 21 号）、パブリシティー権を侵害する不法行為に当たるとして、Ｙの代表者に対しては民法 709 条に基づき、Ｙに対しては民法 709 条または会社法 350 条に基づき、損害賠償を求めた。

第一審（東京地判令 4・4・28 令和元年（ワ）35186）では、専属契約の実演活動禁止条項について、「本件各通知の当時、Ｙが、同条項について無効であると認識すべきであった事情は認められない」として、その有効性を認め、当該条項に基づく関係先への通知は不法行為に当たらないと判示した。一方、「本件各通知の記載のうち、Ｙが商標権を取得しているかのような記載をした点、Ｙが本件グループ名について利用の許諾をできる地位にあるかのように記載した点はいずれも虚偽であったといえる」として、当該通知の送付により、Ｘらの営業権が侵害されたとして、Ｘらの請求を一部認容した。これに対し、ＸらとＹらの双方が敗訴部分について不服であるとして、それぞれ知財高裁に控訴した。控訴審では、以下の通り判示して、実演活動禁止条項は公序良俗に反し、無効と判断した。

判決の要旨

「本件条項は、本件専属契約の終了後において、上記のようなＸらの実演家としての活動を広範に制約し、Ｘらが自ら習得した技能や経験を活用して活動することを禁止するものであって、Ｘらの職業選択の自由ないし営業の自由を制約するものである。そうすると、本件条項による制約に合理

性がない場合には本件条項は公序良俗に反し無効と解すべきであり、合理性の有無については、本件条項を設けた目的、本件条項による（ママ）保護されるＹの利益、Ｘらの受ける不利益その他の状況を総合考慮して判断するのが相当である。そこで検討するに、Ｙは、本件条項について、先行投資回収のために設けたものであると主張しているところ、Ｘらの需要者（Ｘらのファン）に訴求するのはＸらの実演等であって、Ｙに所属する他の実演家の実演等ではないのであるから、本件条項によりＸらの実演活動を制約したとしても、それによってＹに利益が生じて先行投資回収という目的が達成されるなどということはなく、本件条項によるＸらの活動の制約とＹの先行投資回収には何ら関係がないというほかない。また、仮に、Ｙに先行投資回収の必要性があり、それに関してＸらが何らかの責任を負うような場合であったとしても、これについてはＸらの実演活動等により生じる利益を分配するなどの方法による金銭的な解決が可能であるから、上記必要性は、本件専属契約終了後のＸらの活動を制約する理由となるものではない（加えて、本件専属契約の合意解約がされた令和元年７月13日までに、本件専属契約が締結された平成22年８月１日から約９年間、Ｘら全員が本件グループに加入することとなった平成24年７月からでも約７年間が経過しており、また、本件専属契約も数回にわたり更新されてきたものであること（前提事実（2））からすると、本件においては、Ｙによる先行投資の回収は当然に終了しているものと考えられるところである。）。そうすると、その余の点につき検討するまでもなく、本件条項による制約には何ら合理性がないというほかないから、本件条項は公序良俗に違反し無効であると解するのが相当である。」

判例の解説

一　はじめに

芸能事務所はアーティストに対して、一般的に交渉力が強いうえに、情報の非対称性が存在するため、専属契約によってさまざまな制約を課しやすい地位にある。専属契約期間中にアーティストの知名度が上がり、交渉力が逆転する場合もあるが、専属契約の更新の際には専属料や印税等の経済的条件のみを変更することが多いため、専属契約によってアーティストに課されたさまざまな制約は、そのまま維持されることが多い。

そのような制約には、さしたる正当な根拠や合理的な理由もなく、単に所属事務所からの退所を防ぐ目的で課されているものも少なくない。具体的には、(1) 専属契約終了後一定期間にわたり、芸能活動を行えない旨の義務を課すこと、(2) 専属契約終了後も芸能活動において芸名を使用できない旨の義務を課すこと、(3) 専属契約満了時にアーティストが契約更新を拒否する場合でも、所属事務所のみの判断により、契約を一方的に更新できること等が問題となっている。

本訴訟では、(1) の有効性が主な争点となったが、(2) については、東京地方裁判所が「社会的相当性を欠き、公序良俗に反するものとして、無効である」と判示している（東京地判令４・12・８令和３年（ワ）13043［愛内里菜事件］）[1]。さらに (3) については、公正取引委員会が芸能分野において独占禁止法上問題となり得る行為の一例として挙げている[2]。なお、本訴訟では、バンド名に関する権利の帰属も大きな争点であるが、紙幅の関係上、検討の対象から除くことにする。

二　検討

本訴訟では、専属契約９条５項に規定されている実演活動禁止条項の有効性が問題となった。第一審では「契約終了後６か月間という期間に限定して制約を課すこの種の条項が具体的事情に関わらず無効であるとの一般的な認識が形成されていたとの事情や、そのような見解が有力であったといった事情を認めるに足りない。」として、当該条項の有効性を認めた[3]。

しかし、そもそも芸能事務所とアーティスト間の専属マネージメント契約という一般には知られていない契約において、必ずしも定型的に規定されているとはいえない制約に対する法的評価が容易に形成されるとは思えない。一般に公開されている約款ならまだしも、通常、契約当事者に守秘義務が課される契約書の条項について、このような高いハードルを課すのは妥当ではない。

一方、控訴審では「本件条項による制約に合理

性がない場合には本件条項は公序良俗に反し無効と解すべき」として、無効であるとの一般的な認識が形成されていたか否かではなく、合理性の有無でその有効性を判断すべきとした。この判断基準であれば、一般に知られていない契約条項についても、合理性の有無で判断することができるため、妥当である。

そして、控訴審は合理性の有無は諸状況を総合考慮して判断すべきとしたうえで、具体的な考慮要素として、(1) 本件条項を設けた目的、(2) 本件条項により保護されるＹ（前事務所）の利益、(3) Ｘら（アーティスト）の受ける不利益を挙げている。そして、本件条項を設けた目的を「先行投資回収」とするＹの主張に対して、専属契約終了後にＸらの実演活動を制約しても、Ｙに利益が生じて先行投資回収という目的が達成されることはなく、実演活動禁止条項と先行投資回収の間には何ら関係がないため、「本件条項による制約には何ら合理性がない」と断じた。

確かに、専属契約終了後にアーティストの実演活動を禁止しても、前事務所に新たな利益が生じることはない。むしろ、アーティストに実演活動を継続してもらった方が利益は上がる。なぜなら、ファンたち（特に新規のファン）は前事務所が販売するCDやDVD、アーティスト・グッズ等を購入するからである。一方、Ｘらは６か月間、生活の糧である実演活動をすることができず、彼らの受ける不利益は著しく大きい。これはＸらの職業選択の自由や営業の自由を大きく制限するものであり、競業避止義務の目的に正当性や合理性が認められなければ、法律上、このような制約を有効とすべきではない。

Ｙらはその目的を先行投資の回収と主張するが[4]、Ｘらがいうように「芸能事務所は、当該契約期間内に先行投資（育成費用）の回収をすることを当然に想定すべきであって、期間満了により契約が終了した場合に競業避止義務を負わせることに合理性はない」。そもそも専属契約の本旨は、アーティストが事務所または事務所の指定する者に対して実演という役務を提供する一方、事務所はアーティストに対してマネージメントという役務を提供することにある。そして、事務所はマネージメント業務の一環として、費用を負担して、アーティストの技能の育成（ボーカルやダンスレッスン等）等の先行投資を行い、契約期間中に自己の責任において回収するのである。したがって、先行投資の回収のために、アーティストに対して専属契約終了後に競業避止義務を課すこと自体に正当性や合理性が欠如しているといえよう。

控訴審判決で興味深いのは、仮にＹに先行投資回収の必要性があったとしても、Ｘらが実演活動から生じる利益を分配する等の方法による金銭的な解決が可能であるとして、実演活動禁止条項を正当化することができないとしたことである。つまり、代替措置により先行投資回収という目的が達成できるのであれば、当該措置を講じるべきであり、安易に実演活動を禁止すべきではないと判示したのである。

実際、アーティストが事務所から独立または移籍する場合、一定期間（通常1～2年間）にわたり、アーティストの芸能活動から生じた利益の一部を前事務所に分配するという契約を締結することがある。最も多いのは、退所後にリリースする新曲から生じる著作権使用料の一部を前事務所に支払うというものである。ただし、実態としては、事務所との関係を円満に解消するために締結される契約であるため（手切れ金に近い）、先行投資の回収が完了した場合は、このような契約をいつまでも継続することはできないと解すべきであろう[5]。

最後に控訴審判決で提示された合理性の有無の判断における考慮要素について付言すると、(1) 本件条項を設けた目的、(2) 本件条項により保護されるＹ（前事務所）の利益、(3) Ｘら（アーティスト）の受ける不利益に加えて、(4) 社会的利益（消費者の利益）を考慮する必要があるだろう[6]。アーティストの実演は、その性質上、唯一無二であり、代替性がない。そして、競業避止義務により、アーティストの実演を一定期間、公衆が享受できないという社会的不利益が生じることになる。極端な例かも知れないが、人間国宝の実演を競業避止義務により１年間、公衆が享受できないという事態を想像してみると、その影響の甚大さが容易に理解できるだろう。この観点から見ても、ＹがＸらに課した競業避止義務が公序良俗に反し、無効となることは明白である。

三　おわりに

専属契約終了後の競業避止義務は、芸能活動を唯一の生業としてきたアーティストから生計の道を奪い、その生存を脅かすものである。このような制約はアーティストの職業選択の自由や営業の自由を過度に制限するだけでなく、自由競争を妨げるおそれがある。したがって、競業避止義務については、その目的に正当性がなかったり、競業の制限が合理的範囲を超えている場合には、公序良俗に反するものとして、無効とすべきである。また、公正取引委員会が指摘しているように、独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に該当する可能性もある[7]。事務所からの移籍・独立を諦めさせるためにアーティストに課す競業避止義務は、彼らの人権を著しく侵害するものであり、その有効性を安易に認めることはできない。

このような不当な制約を受けているアーティストは、公正取引委員会に対し、その事実を報告し、適当な措置をとることを求めるべきであろう（独禁法45条1項）[8]。芸能界には、この他にもアーティストの自由な実演活動を妨げる不当な取引慣行が少なからず存在している。公正取引委員会はこの問題を認識しており、人材分野における今後の取組の一例として、「芸能分野に関する取組」を挙げている。この裁判例を契機に、芸能人に課される制約の有効性・違法性に関する議論がより一層深まることを期待したい。

●――注

1）この訴訟は、専属契約に「アーティストは本契約期間中はもとより契約終了後においても、事務所の命名した以下の芸名および名称を事務所の承諾なしに使用してはならない。『愛内里菜』」という条項があったが、アーティストが専属契約終了後にこの芸名を使用したため、事務所がアーティストによる芸名の使用の差止めを求めて、東京地方裁判所に提訴したというものである。

2）公正取引委員会「人材分野における公正取引委員会の取組（令和元年9月25日）」6頁。この一方的な更新条項は、一般社団法人日本音楽事業者協会が作成・提供し、多くの芸能事務所が使用する専属芸術家統一契約書に規定されていたため、大きな問題となった。同協会は公正取引委員会の指摘を受けて、事務所が一方的に契約を更新できるのは、投下資本を回収していない場合に限られ、かつ、更新回数は1回のみとする条項に変更した。しかし、投下資本は事務所が自己の責任において契約期間中に回収すべきものであり、この条項の有効性については疑問が残る。なお、同協会は同時にほかの条項を見直し、専属アーティスト標準契約書として2019年11月から会員に提供している。

3）ただし、日本音楽事業者協会が提供している専属アーティスト標準契約書には、専属契約終了後に芸能活動を行わない旨の合意は無効とする条文が規定されている。また、公正取引委員会・前掲注2）6頁は、「所属事務所が、契約終了後は一定期間芸能活動を行えない旨の義務を課し、又は移籍・独立した場合には芸能活動を妨害する旨示唆して、移籍・独立を諦めさせること」は独占禁止法上、問題となり得るとしている。

4）YがXらに課す競業避止義務の真の目的は、移籍や独立を諦めさせることにあったと見るのが妥当であろう。山田威一郎「判批」知財ぷりずむ21巻246号（2023年）67頁は「一審被告らが主張した『先行投資回収』との目的は、単に、所属タレントに退職を踏みとどまらせ、契約関係を継続することで、利益を得続けることと同義であり、このような目的による競業避止義務条項に合理性を見出すことは難しいように思われる」と指摘する。

5）愛内里菜事件の地裁判決も専属契約に規定されている芸名使用禁止条項に「原告が被告の芸能人としての育成等のために投下した資本の回収機会を確保する上で必要なブランドコントロールの手段を原告に付与するという目的があるとしても……投下資本の回収は、基本的に、原告と被告との間で適切に協議した上で、合理的な契約期間を設定して、その期間内に行われるべき」と判示している。

6）労働契約上の競業避止義務についてのリーディングケースである奈良地判昭45・10・23判時624号78頁［フォセコ・ジャパン・リミテッド事件］では、合理的範囲の確定にあたって、制限の期間、場所的範囲、制限の対象となる職種の範囲、代償の有無等について、使用者の利益、退職労働者の不利益、社会的利害の3つの視点に立って慎重に検討することを要するとしている。なお、アメリカ法が採用する合理性基準においても、契約当事者の労務から生じる公衆に対する利益を重視している。石田信平「営業秘密保護と退職後の競業避止義務」日本労働法学会誌132号（2019年）42頁参照。

7）公正取引委員会・前掲注2）6頁。

8）アーティストは訴訟を提起すると、前事務所から報復を受けたり、評判が下がるといった不利益を受けるおそれがあるため、独禁法を活用するメリットは大きい。仮にアーティストが労働法上の労働者であると認められたとしても、私人間においては、労働法上のルールに照らして公序良俗に反するとの主張に加えて、独禁法に違反し無効という主張が可能であるとされる。和久井理子「競業・転職・独立開業を妨げる行為と競争政策」NBL1157号（2019年）10頁。